平成２２年（フ）第４１９号
兵庫県宝塚市安倉南１丁目５番10号
破産者　西岡　貴央
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４９７号
兵庫県宝塚市中山五月台５丁目２番14―502号、前住所兵庫県西宮市名塩南台２丁目12番地７
破産者　岡田　泰典
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２３１号
兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目27番４号
破産者　天羽　秀雄
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１号
兵庫県丹波市春日町野上野1660番地　市営住宅のこの団地107号
破産者　細見　誠治
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
佐賀市高木瀬東５丁目５番32号
破産者　大園　嘉子
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１号
長崎県諫早市飯盛町後田2987番地、前住所大阪府寝屋川市中木田町28番３号
破産者　本田　裕治
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
熊本県上益城郡益城町大字福富652番地
破産者　淋　　和光
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２８１号
茨城県守谷市百合ケ丘３丁目2812番地の32、前住所茨城県つくばみらい市小絹171番地34　アイランドマンション101号
破産者　辻村　禎郎
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
埼玉県東松山市和泉町５番39号　ロイヤルハイツ101
破産者　餅﨑　恵一
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５２７号
新潟市中央区笹口３番17号　ライフコア笹口104、前住所新潟市東区東中野山４丁目13番10号
破産者　鈴木　勝二
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１２号
愛知県一宮市桜２丁目10番27号
破産者　丹羽　　巧
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１９５号
京都府木津川市木津八色22番地
破産者　丸本　恭久
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３９４号
京都市東山区東大路松原上る３丁目毘沙門町44番地44　第一京和ハイツ203号室、開始決定時の住所京都市東山区大和大路通四条下る４丁目小松町560番地16　コーポさかき303号室
破産者　バー先笄こと　東　　勝子
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９７号
兵庫県高砂市中筋５丁目18番41号
破産者　工藤　準二
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３３３号
長崎県長崎市大橋町３番31号　ケイズビル303号　、旧住所長崎県長崎市家野町10番６号　文教アベニュー303号
破産者　中村刃弥人
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
長崎県諫早市松里町728番地２
破産者　大﨑　則子
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第５号
長崎県諫早市上町４番７号、前住所長崎県諫早市小豆崎町500番地１
破産者　北浦　哲夫
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
大分市大字杉原699番地の197
破産者　安藤　幸則
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係